

いじめ問題対策について

1 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

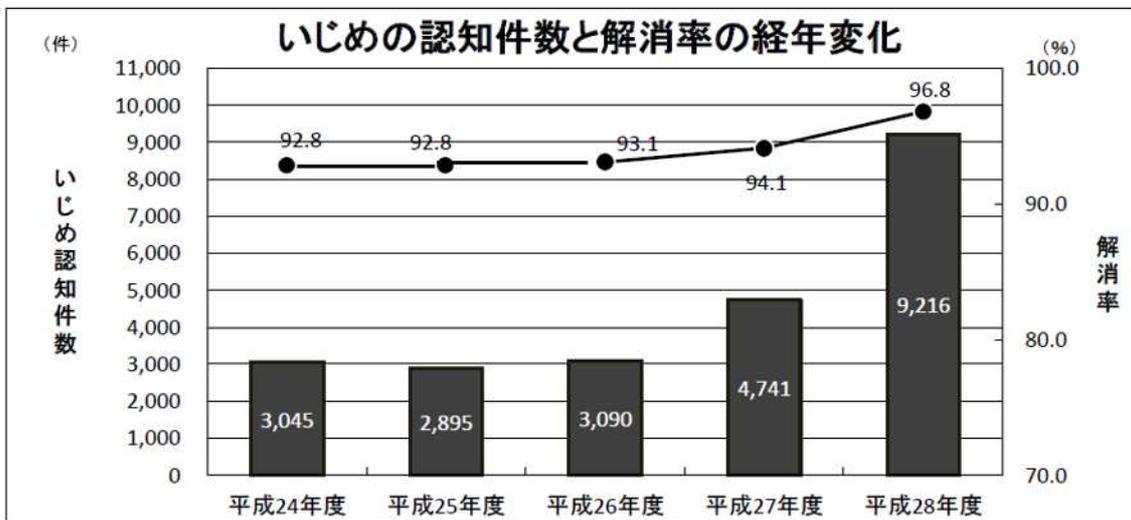
《参考》平成18年度までの定義

自分より弱い者に対して一方的に、
身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
相手が深刻な苦痛を感じているもの

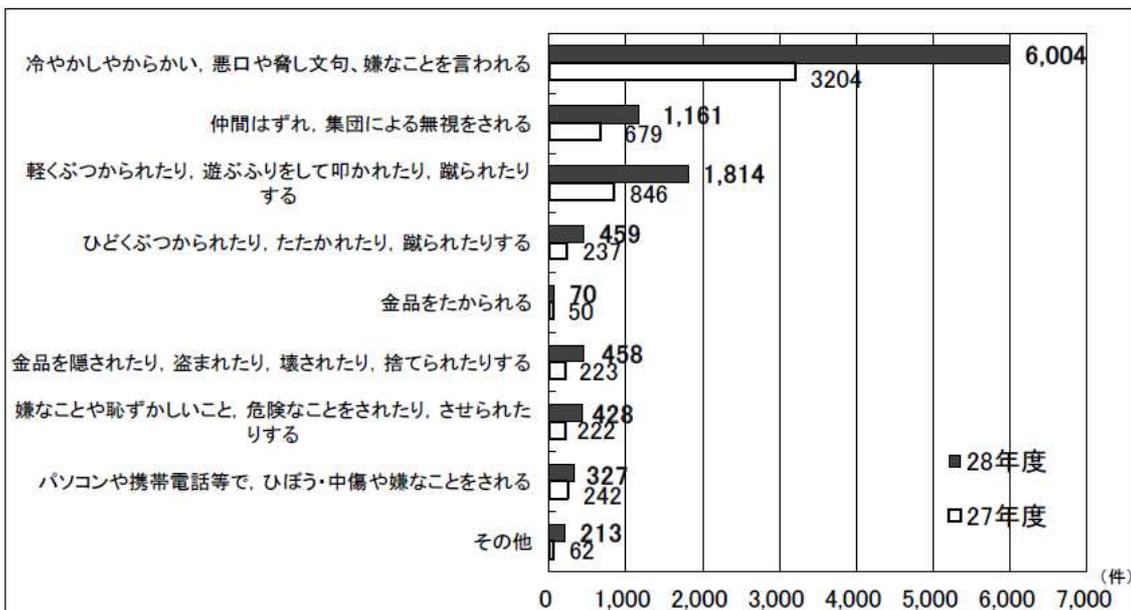
「一方的」「継続的」「深刻な」
という文言が削除

2 いじめの現状

(1) いじめの認知件数 埼玉県公立・私立



(2) いじめの態様 埼玉県公立・私立



(3) ネットいじめ

ア ネットいじめの認知件数 埼玉県公立・私立

・増加傾向にあり、特に中学生に多い。

年度	小学校	中学校	高校	特別支援学校	合計
H28	62	207	54	4	327
H27	59	136	46	1	242
H26	44	126	42	4	216

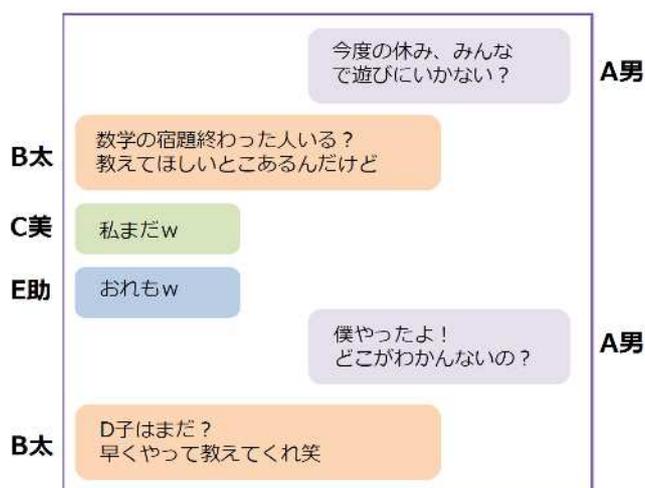
イ ネットいじめの特徴と事例

- ・通常のいじめ以上に見えにくく、広がりやすい。
- ・相手の苦痛が直接見えず、面白半分でエスカレートしやすい。

《悪口》



《無視》



《なりすまし》



出典：埼玉県ネットトラブル注意報

3 いじめ問題への主な取組

(1) 相談

- ・学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置
- ・電話による相談
- ・FAXによる相談
- ・メールによる相談
- ・手紙による相談

(2) 研修

- ・教職員研修
- ・教職員、行政職員向け講演会
- ・保護者、県民向け講座、教室

(3) 広報・啓発

- ・11月の「いじめ撲滅強調月間」について、県の広報紙に掲載、また、市町村広報紙への掲載依頼
- ・ポスターの掲出
- ・キャンペーンの実施
- ・作文等の募集
- ・啓発資料等の配布
- ・相談窓口広報カードの配布
- ・啓発品の配布

4 いじめ防止対策として、今後さらに求められること

《参考1》いじめ問題を考えるシンポジウム（案）

日時	11月16日(金) 13:30～16:10
場所	市民会館おおみや小ホール
対象	教職員、行政職員等
内容	基調講演 東 宏行 氏（県立大学教授、健全育成審議会会長） ・いじめの現状、背景 ・いじめ問題対策に求められる視点 パネルディスカッション 東 宏行 氏（コーディネーター） 磯田委員、徳田委員、斎藤委員、張替委員、学校関係者 ・いじめの現状をどのように捉えているか ・いじめ問題への取組と課題

《参考2》SNS等を活用した相談

文部科学省『SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方』H30.3.28

若年層のコミュニケーションはSNSが圧倒的、SNSを活用した相談体制構築が喫緊の課題

【SNS相談の留意点】

（相談受付時間）

- ・緊急の相談に対応するため、コスト的にも可能であれば24時間365日
- ・人件費コストや相談しやすい時間帯を勘案し、平日の午後5時～10時とすることや長期休業明け前、日曜日などに限定することも考えられる。

（相談の流れ）

- ・SNSによる相談の敷居の低さを生かしつつ、音声で状況確認する必要がある場合には、音声電話や面接につなげることも必要。
- ・ただし、長野県の例ではSNSから音声への切り替えは容易でなく、切り替えの仕組みの検討が必要。

（相談員）

- ・一般に、ベテランの相談員は電話世代であり、若年層の絵文字や言葉遣いの解釈が難しい。若い学生などを組み合わせた相談体制が効果的
- ・相談員の心の負担を軽減するため、上司や他の相談員との共有の場やスーパーバイズが必要
- ・長野県では、SNS相談は、相談の敷居が低く、潜在的な相談を掘り起こし、大幅な相談増につながった。それに対応できる大量のマンパワーと予算が必要
- ・AIを活用し、一人の相談員が複数の相談に同時に対応することも検討する必要があるが、一方で子供の「寄り添ってほしい」という気持ちに配慮する必要もある。

（緊急時の対応）

- ・自殺をほのめかすなどの緊急の相談には、できるだけ早く音声に切り替えるべき。
- ・可能な限り、氏名、所在地を聞きだし、学校や警察に通報することが求められる。

（スマートフォンを持っていない児童生徒への対応）

- ・SNSだけでなく、24時間電話相談も活用すべき
- ・経済的困難な児童生徒も相談できる体制整備が必要